

養育医療の給付を申請される方へ

【対象】

出生時の体重が2,000g以下、または2,000g以上でも生活力が特に弱く、意見書の「症状の概要」に該当する新生児。

【制度の概要】

この制度は北区に居住する新生児で、医師が入院養育の必要を認めた方に医療の給付を行うものです。
給付が決定されると、医療券が交付されます。

指定医療機関の窓口に医療券を提示することにより医療の給付を受けることができます。
(医療助成が受けられる医療機関は、全国の指定された養育医療機関のみです)

【必要書類】

1. 養育医療給付申請書	申請者の方が記入してください。														
2. 養育医療意見書	主治医に記入、押印を依頼してください。(文書料がかかります)														
3. 世帯調書	申請者の方が記入してください。														
4. 所得証明	<p>扶養義務者の区市町村民税の課税(非課税)証明書等が必要です。(世帯全員分) (ただし、課税(非課税)証明書で配偶者控除がある場合、その配偶者の方の証明書は不要です。)</p> <p>『次のいずれかを提出してください』</p> <ul style="list-style-type: none">・住民税課税(非課税)証明書・住民税額決定通知書(住民税額の内訳や扶養・控除内容が記載されたもの)のコピー・生活保護受給証明書(生活保護を受けている世帯の方) <p>※省略できる場合があります。(下記基準日に北区に住民登録があった方は提出不要です)</p> <p>『申請月によって対応する証明書が異なります』</p> <table border="1"><thead><tr><th></th><th>令和8年1月～6月申請</th><th>令和8年7月～12月申請</th></tr></thead><tbody><tr><td>基準日:令和7年1月1日</td><td>基準日:令和8年1月1日</td><td>基準日:令和8年1月1日</td></tr><tr><td>基準日に北区に住んでいた方</td><td>住民税額を証明する書類は提出不要</td><td>住民税額を証明する書類は提出不要</td></tr><tr><td>基準日に北区外に住んでいた方</td><td>基準日に住民票のあった自治体からお取り寄せください。</td><td>基準日に住民票のあった自治体からお取り寄せください。</td></tr></tbody></table>				令和8年1月～6月申請	令和8年7月～12月申請	基準日:令和7年1月1日	基準日:令和8年1月1日	基準日:令和8年1月1日	基準日に北区に住んでいた方	住民税額を証明する書類は提出不要	住民税額を証明する書類は提出不要	基準日に北区外に住んでいた方	基準日に住民票のあった自治体からお取り寄せください。	基準日に住民票のあった自治体からお取り寄せください。
	令和8年1月～6月申請	令和8年7月～12月申請													
基準日:令和7年1月1日	基準日:令和8年1月1日	基準日:令和8年1月1日													
基準日に北区に住んでいた方	住民税額を証明する書類は提出不要	住民税額を証明する書類は提出不要													
基準日に北区外に住んでいた方	基準日に住民票のあった自治体からお取り寄せください。	基準日に住民票のあった自治体からお取り寄せください。													
5. 加入している医療保険の資格情報がわかるもののコピー	「資格確認書」「資格情報のお知らせ」等 ※新生児のものが作成中の場合は、保険の扶養者の資格情報がわかるもののコピー(資格確認書、資格情報のお知らせ等)														
6. 乳児医療証のコピー	作成中の場合は不要です。														
7. 申請者(扶養義務者と同じ方)、および新生児の個人番号が確認できる書類	マイナンバーカード(個人番号カード)、通知カード、個人番号が記載された住民票・住民票記載事項証明書のいずれかをご用意ください。														
8. 上記7の書類がマイナンバーカード(個人番号カード)以外の場合、申請者の本人確認書類	<p>本人確認書類を1～2点ご用意ください。</p> <p>【1点で良いもの】例 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、写真付身分証明書、写真付資格証明書</p> <p>【2点必要なもの】例 国民年金手帳、児童扶養手当証書もしくは特別児童扶養手当証書(本人確認が必要な者の氏名が記載されている場合)、乳幼児医療証、母子健康手帳に貼付されている出生証明書、住民票、課税証明書、生活保護受給者証、戸籍謄(抄)本もしくは附票、源泉徴収票、写真添付のない身分証明書</p>														

【申請から認定まで】

申請書及び意見書の内容について審査を行います。

審査での給付決定を受けて、区役所の保健サービス課保健サービス係より医療券を送付します。

医療券交付まで、2週間程度かかります。お手元に医療券が届きましたら、医療機関へご提出ください。

※申請前や養育医療券が届く前にお支払いをされた場合は、後から養育医療を適用して払い戻すことはできませんのでご注意ください。

ご不明な点などございましたら、保健サービス課保健サービス係(03-3908-7050)までお問い合わせください。

【給付の対象等】

1. 給付の対象	次の(1)または(2)に該当する新生児 (1)出生時の体重が2,000g以下の方 (2)生活力が特に薄弱であって、次のいずれかの症状がある方 ア けいれん、運動異常 イ 体温が摂氏34度以下 ウ 強いチアノーゼなど、呼吸器、循環器の異常 エ くり返す嘔吐(おうと)など消化器の異常 オ 強い黄疸(おうだん)
2. 自己負担額	入院医療費(健康保険適用分)の自己負担額のうち、一部を区市町村民税額に応じて負担していただきます。 ※なお、乳幼児医療費助成の乳医療証をお持ちの方で、出生の日から乳幼児医療費助成の適用がある場合は、自己負担額が全額助成されます。 ※食事療養費も助成対象です。
3. 医療券の有効期間	意見書に記載されている治療見込期間に基づき有効期間を決定します。 ※入院中のみ有効です。 ※有効期間は、最長で満1歳の誕生日の前々日までです。
4. 医療機関	指定養育医療機関

【医療券交付後について】

治療を継続する場合	継続協議書(医師と保護者が記入、押印)および意見書(医師が記入)を提出してください。 ※世帯調書及び所得証明が必要になる場合があります。
転院する場合	新規と同様の手続きとなります。 (転院前後の医師に各々意見書を記入、押印してもらい提出してください。)
住所、加入している医療保険の資格等を変更した場合	医療券を持参してください。 (保険資格の変更の場合は、新しい保険資格を確認できる書類を持参してください。)
医療券を紛失した場合	再交付の申請をしてください。

【申請先・問い合わせ先】

保健サービス課保健サービス係

〒114-8508 王子本町1-15-22 北区役所第一庁舎1階6番 TEL:03(3908)7050

または、お住まいの地域を管轄する下記の各健康支援センターまで



※北区ホームページより、電子申請も可能です。詳細につきましては、右記QRコードよりご確認ください。

電子申請や必要書類等に関するお問い合わせは、保健サービス係までお願いします。

[北区HP(養育医療助成)]

管轄の健康支援センター	お住まいの地域
王子健康支援センター 〒114-0001 東十条2-7-3 北区保健所1階 TEL: 03(3919)7588 FAX:03(3919)5163	王子・王子本町・豊島・堀船・上十条・中十条・東十条・岸町・十条台・十条仲原
赤羽健康支援センター 〒115-0044 赤羽南1-31-1 赤羽会館6階 TEL:03(3903)6481 FAX:03(3903)6486	浮間・赤羽北・赤羽台・桐ヶ丘・西が丘・赤羽西・赤羽・赤羽南・岩渕町・志茂・神谷
滝野川健康支援センター 〒114-0024 西ヶ原1-19-12 TEL:03(3915)0184 FAX:03(3915)0171	滝野川・上中里・西ヶ原・田端・中里・東田端・田端新町・昭和町・栄町